

明治三十八年法律第五十二号

担保付社債信託法

目次

第一章 総則（第一条—第十七条）

第二章 信託証書（第十八条—第二十三条）

第三章 担保付社債を引き受ける者の募集（第一条）

第四章 担保付社債券（第二十六条—第二十七条）

第五章 社債原簿（第二十八条—第三十条）

第六章 社債権者集会（第三十一条—第三十四条）

第七章 信託契約の効力等（第三十五条—第四十九条）

第八章 信託事務の承継及び終了（第五十条—第五十八条）

第九章 雜則（第五十九条—第六十七条）

第十章 罰則（第六十八条—第七十条）

附則  
第一章 総則  
(定義)

第一条 この法律において「信託会社」とは、第三条の内閣総理大臣の免許を受けた会社をいう。

第二条 社債に担保を付そうとする場合には、担保の目的である財産を有する者と信託会社との間の信託契約（以下単に「信託契約」という。）

第三条の内閣総理大臣の免許を受けた会社をい。う。  
(信託契約)

第二条 社債に担保を付そうとする場合には、担保の目的である財産を有する者と信託会社との間の信託契約（以下単に「信託契約」という。）

第三条の内閣総理大臣の免許を受けた会社をい。う。  
(免許)

第三条 担保付社債に関する信託事業は、内閣総理大臣の免許を受けた会社でなければ、當むこ

とができない。  
第四条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。）第一条第一項の認可を受けた金融機関（社債の管理の受託業務及び担保権に関

する信託業務を當むものに限る。）又は信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条若しくは第五十三条第一項の免許を受けた者は、前条の免許を受けたものとみなす。

(業務の範囲)

第五条 信託会社は、担保付社債に関する信託業のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

業のほか、次に掲げる業務を行なうことができる。

（業務の範囲）

の業務又は同法第百九十九条において準用する同法第九十七条、第九十八条、第九十九条第一項、第二項（第二号を除く。）及び第四条から第六項まで並びに第百条に規定する外國保險会社等の業務

十一 兼営法第一条第一項に規定する信託業務を

十 営む金融機関の業務

十一 信託業法第二十一条第一項に規定する信託会社の業務

十二 前各号に掲げるもののほか、政令で定める業務

（出資の払込金額）

第六条 信託会社の資本金の額又は出資の総額は、千円を下回ってはならない。

（資本金等の額）

第七条 信託会社が合名会社又は合資会社であるときは、出資の払込金額が五百円に達するまで、担保付社債に関する信託事業に着手してはならない。

（信託業法の準用）

第八条 信託業法第十五条、第二十二条から第二十四条まで、第二十八条第三項及び第二十九条の規定は、信託会社（第四条の規定により第三条の免許を受けたものとみなされる者及び同法第十五条第一項の登録を受けた者を除く。）が担保付社債に関する信託事業を當む場合について準用する。

（信託会社の監督）

第九条 信託会社が當む担保付社債に関する信託業務は、内閣総理大臣の監督に属する。（立入検査等）

第十条 内閣総理大臣は、信託会社の信託事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託会社に対し当該信託会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託会社の営業所その他の施設に立ち入りらせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（清算人の任命）

第十四条 担保付社債專業信託会社が前条の規定により解散したときは、内閣総理大臣は、利害関係人の申立てにより又は職權で、清算人を選任する。

（清算人の選任）

第十五条 担保付社債專業信託会社に係る会社法第四百七十九条第二項から第四項まで、第四百七十九条第二項、第六百四十七条第二項から第四項まで又は第六百四十八条第三項に規定する清算人の選任又は解任は、内閣総理大臣が行う。（清算人の任命）

第十六条 担保付社債專業信託会社の清算は、内閣総理大臣の監督に属する。

第十七条 内閣総理大臣は、前項の監督上必要があると認めるときは、当該職員に当該担保付社債專業信託会社の営業所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（清算の監督）

第十八条 会社法第四百七十九条第二項の規定による申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会（担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。）も行なうことができる。

（清算の監督）

第十九条 会社法第四百七十九条第二項から第四項まで、第四百七十九条第二項、第六百四十七条第二項から第四項まで又は第六百四十八条第三項に規定する清算人の選任又は解任は、内閣総理大臣が行う。（清算の監督）

第二十条 担保付社債專業信託会社に係る会社法第四百七十九条第二項から第四項まで、第四百七十九条第二項、第六百四十七条第二項から第四項まで又は第六百四十八条第三項に規定する清算人の選任又は解任は、内閣総理大臣が行う。（清算の監督）

第二十一条 会社法第四百七十九条第二項の規定による申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会（担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。）も行なうことができる。

（清算の監督）

第二十二条 会社法第四百七十九条第二項から第四項まで、第四百七十九条第二項、第六百四十七条第二項から第四項まで又は第六百四十八条第三項に規定する清算人の選任又は解任は、内閣総理大臣が行う。（清算の監督）

第二十三条 会社法第四百七十九条第二項の規定による申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会（担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。）も行なうことができる。

（清算の監督）

第二十四条 会社法第四百七十九条第二項から第四項まで、第四百七十九条第二項、第六百四十七条第二項から第四項まで又は第六百四十八条第三項に規定する清算人の選任又は解任は、内閣総理大臣が行う。（清算の監督）

第二十五条 会社法第四百七十九条第二項の規定による申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会（担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。）も行なうことができる。

（清算の監督）

第二十六条 会社法第四百七十九条第二項の規定による申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会（担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。）も行なうことができる。

（清算の監督）

第二十七条 会社法第四百七十九条第二項の規定による申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会（担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。）も行なうことができる。

（清算の監督）

第二十八条 会社法第四百七十九条第二項の規定による申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会（担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。）も行なうことができる。

（清算の監督）

第二十九条 会社法第四百七十九条第二項の規定による申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会（担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。）も行なうことができる。

（清算の監督）

第三十条 会社法第四百七十九条第二項の規定による申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会（担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。）も行なうことができる。

（清算の監督）

第三十一条 会社法第四百七十九条第二項の規定による申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会（担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。）も行なうことができる。

（清算の監督）

第三十二条 会社法第四百七十九条第二項の規定による申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会（担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。）も行なうことができる。

（清算の監督）

第三十三条 会社法第四百七十九条第二項の規定による申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会（担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。）も行なうことができる。

（清算の監督）

第三十四条 会社法第四百七十九条第二項の規定による申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会（担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。）も行なうことができる。

（清算の監督）

第三十五条 会社法第四百七十九条第二項の規定による申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会（担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。）も行なうことができる。

（清算の監督）

第三十六条 会社法第四百七十九条第二項の規定による申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会（担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。）も行なうことができる。

（清算の監督）

第三十七条 会社法第四百七十九条第二項の規定による申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会（担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。）も行なうことができる。

（清算の監督）

第三十八条 会社法第四百七十九条第二項の規定による申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会（担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。）も行なうことができる。

（清算の監督）

第三十九条 会社法第四百七十九条第二項の規定による申立ては、委託者、発行会社又は社債権者集会（担保付社債の社債権者集会をいう。以下同じ。）も行なうことができる。

（清算の監督）

業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託会社に対し、その必要の限度において、期限を付して当該信託会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は業務執行の方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

（免許の取消し等）

第十二条 内閣総理大臣は、信託会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該信託会社に対し、その業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役、執行役若しくは監査役の解任を命じ、又は第三条の免許を取り消しによる解散）

（免許の取消しによる解散）

有する者は、内閣総理大臣の許可を受けて、外  
国会社と信託契約を締結することができる。  
2 前項の規定により信託を引き受けた外国会社  
が日本に支店を有しないときは、当該外国会社  
は、日本における代表者を定めなければならない。  
3 法人は、前項の日本における代表者となるこ  
とができる。  
4 第二項の規定により同項の外国会社が日本に  
おける代表者を定めたときは、遅滞なく、その  
氏名又は名称及び住所を内閣総理大臣に届け出  
なければならない。  
5 外国会社の日本における代表者は、信託事務  
に関しては、信託会社の取締役若しくは執行役  
又は信託会社を代表する社員と同一の権限を有  
する。

## 第二章 信託証書

### (信託契約の方式)

**第十八条** 信託契約は、信託証書でしなければ、

2 信託証書は、電磁的記録（電子的方式、磁気  
的方式その他の知覚によつては認識すること  
ができる方式で作られる記録であつて、電子  
計算機による情報処理の用に供されるものとし  
て内閣府令・法務省令で定めるものをいう。以  
下同じ。）をもつて作成することができる。  
(信託証書の記載又は記録事項等)

**第十九条** 信託証書には、次に掲げる事項を記載  
し、又は記録しなければならない。  
一 委託者、受託会社及び発行会社の氏名又は  
名称

二 担保付社債の総額

各担保付社債の金額

三 担保付社債の利率

利回りの方法及び期限

七 担保付社債に係る社債券を  
記載すべき事項

九 第七号に規定する場合において、担保付社  
債券に利札を付するときは、その旨

八 前号に規定する場合には、担保付社債券に  
記載すべき事項

十 社債権者が会社法第六百九十八条の規定に  
よる請求の全部又は一部をすることができな  
いこととするときは、その旨

十一 受託会社が社債権者集会の決議によらず  
に会社法第七百六条第一項第二号に掲げる行

為をすることができるこことするときは、そ  
の旨

十 信託証書の作成の日  
十五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・  
法務省令で定める事項

十三 担保の種類、担保の目的である財産、担  
保権の順位、先順位の担保権者の有する担保  
権によつて担保される債権の額及び担保の目  
的である財産に関し担保権者に対抗すること  
ができる権利

十四 信託証書の作成の日  
十五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・  
法務省令で定める事項

十二 発行会社が担保付社債を引き受ける者の  
募集をするときは、各担保付社債の払込金額  
(各担保付社債に払い込む金額の額  
をいう)若しくはその最低金額又はこれら  
の算定方法

十三 担保の種類、担保の目的である財産、担  
保権の順位、先順位の担保権者の有する担保  
権によつて担保される債権の額及び担保の目  
的である財産に関し担保権者に対抗すること  
ができる権利

十四 信託証書の作成の日  
十五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・  
法務省令で定める事項

十二 発行会社が担保付社債を引き受ける者の  
募集をするときは、各担保付社債の払込金額  
(各担保付社債に払い込む金額の額  
をいう)若しくはその最低金額又はこれら  
の算定方法

十三 担保の種類、担保の目的である財産、担  
保権の順位、先順位の担保権者の有する担保  
権によつて担保される債権の額及び担保の目  
的である財産に関し担保権者に対抗すること  
ができる権利

十四 信託証書の作成の日  
十五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・  
法務省令で定める事項

十二 発行会社が担保付社債を引き受ける者の  
募集をするときは、各担保付社債の払込金額  
(各担保付社債に払い込む金額の額  
をいう)若しくはその最低金額又はこれら  
の算定方法

十三 担保の種類、担保の目的である財産、担  
保権の順位、先順位の担保権者の有する担保  
権によつて担保される債権の額及び担保の目  
的である財産に関し担保権者に対抗すること  
ができる権利

十四 信託証書の作成の日  
十五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・  
法務省令で定める事項

十二 発行会社が担保付社債を引き受ける者の  
募集をするときは、各担保付社債の払込金額  
(各担保付社債に払い込む金額の額  
をいう)若しくはその最低金額又はこれら  
の算定方法

十三 担保の種類、担保の目的である財産、担  
保権の順位、先順位の担保権者の有する担保  
権によつて担保される債権の額及び担保の目  
的である財産に関し担保権者に対抗すること  
ができる権利

十四 信託証書の作成の日  
十五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・  
法務省令で定める事項

十二 発行会社が担保付社債を引き受ける者の  
募集をするときは、各担保付社債の払込金額  
(各担保付社債に払い込む金額の額  
をいう)若しくはその最低金額又はこれら  
の算定方法

十三 担保の種類、担保の目的である財産、担  
保権の順位、先順位の担保権者の有する担保  
権によつて担保される債権の額及び担保の目  
的である財産に関し担保権者に対抗すること  
ができる権利

十四 信託証書の作成の日  
十五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・  
法務省令で定める事項

十二 発行会社が担保付社債を引き受ける者の  
募集をするときは、各担保付社債の払込金額  
(各担保付社債に払い込む金額の額  
をいう)若しくはその最低金額又はこれら  
の算定方法

十三 担保の種類、担保の目的である財産、担  
保権の順位、先順位の担保権者の有する担保  
権によつて担保される債権の額及び担保の目  
的である財産に関し担保権者に対抗すること  
ができる権利

十四 信託証書の作成の日  
十五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・  
法務省令で定める事項

十二 発行会社が担保付社債を引き受ける者の  
募集をするときは、各担保付社債の払込金額  
(各担保付社債に払い込む金額の額  
をいう)若しくはその最低金額又はこれら  
の算定方法

十三 担保の種類、担保の目的である財産、担  
保権の順位、先順位の担保権者の有する担保  
権によつて担保される債権の額及び担保の目  
的である財産に関し担保権者に対抗すること  
ができる権利

十四 信託証書の作成の日  
十五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・  
法務省令で定める事項

十二 発行会社が担保付社債を引き受ける者の  
募集をするときは、各担保付社債の払込金額  
(各担保付社債に払い込む金額の額  
をいう)若しくはその最低金額又はこれら  
の算定方法

十三 担保の種類、担保の目的である財産、担  
保権の順位、先順位の担保権者の有する担保  
権によつて担保される債権の額及び担保の目  
的である財産に関し担保権者に対抗すること  
ができる権利

十四 信託証書の作成の日  
十五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・  
法務省令で定める事項

十二 発行会社が担保付社債を引き受ける者の  
募集をするときは、各担保付社債の払込金額  
(各担保付社債に払い込む金額の額  
をいう)若しくはその最低金額又はこれら  
の算定方法

十三 担保の種類、担保の目的である財産、担  
保権の順位、先順位の担保権者の有する担保  
権によつて担保される債権の額及び担保の目  
的である財産に関し担保権者に対抗すること  
ができる権利

項を内閣府令・法務省令で定める方法により  
表示したもののが請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁  
的方法（電子情報処理組織を使用する方法そ  
の他の情報通信の技術を利用する方法であつ  
て内閣府令・法務省令で定めるものをいう。

第五十九条を除き、以下同じ。）であつて委  
託者若しくは受託会社の定めたものにより提  
供することの請求又はその事項を記載した書  
面の交付の請求

（分割発行の場合における信託証書の記載又  
は記録事項）

（担保付社債の申込み）

3 一 前号に掲げる事項を付記した日

3 委託者は、受託会社に対し、第一項の減額に  
よつて生じた損害を賠償する責任を負う。

第三章 担保付社債を引き受ける者の募集

（担保付社債の申込み）

記録された事項を内閣府令・法務省令で定め  
る方法により表示したものの閲覧又は謄写の  
請求

一 第二十四条第一項第一号から第四号までに  
掲げる事項  
二 担保付社債の総額を数回に分けて発行する  
ときは、その旨

(担保付社債券に係る証明)  
受託会社の代表者は、担保付社債券  
が信託契約の条項に適合するものであるとき  
は、その旨を当該担保付社債券に記載し、か  
つ、これに署名し、又は記名押印しなければな  
らない。

2 担保付社債券は、前項の規定による記載及び  
署名又は記名押印がなければ、その効力を生じ  
ない。

## 第五章 社債原簿

(担保付社債に係る社債原簿の記載又は記録事  
項)

第二十八条 発行会社は、担保付社債を発行した  
日以後遅滞なく、社債原簿に、会社法第六百八  
十一条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事  
項を記載し、又は記録しなければならない。

二 第十九条第一項第十三号に掲げる事項

三 第二十四条第一項第一号から第四号までに  
掲げる事項

三 担保付社債の総額を数回に分けて発行する  
ときは、その旨

(社債原簿の写しの受託会社への提出等)

第二十九条 発行会社は、内閣府令・法務省令で  
定めるところにより、受託会社に対し、社債原  
簿の写しを提出し、又は提供しなければならな  
い。

(社債原簿の写しの備置き及び閲覧等)  
第三十条 受託会社は、前条の規定による提出又  
は提供があつた日から信託事務の終了の日まで  
の間、同条の社債原簿の写しをその本店に備え  
置かなければならぬ。

2 社債原簿は、受託会社の営業時間内は、いつ  
でも、次に掲げる請求をすることができる。こ  
の場合においては、当該請求の理由を明らかに  
してしなければならない。  
一 前条の社債原簿の写しが書面をもつて作成  
されているときは、当該書面の閲覧又は謄写  
の請求

二 前条の社債原簿の写しが電磁的記録をもつ  
て作成されているときは、当該電磁的記録に  
かかる請求をするには、議決権を行使する

3 記録された事項を内閣府令・法務省令で定め  
ることができない。

一 受託会社は、前項の請求があつたときは、次  
のいずれかに該当する場合を除き、これを拒む  
ことができる。

一 当該請求を行う社債権者がその権利の確保  
を得て第三者に通報するため請求を行つたと  
報じたことがあるものであるとき。

二 当該請求を行う社債権者が社債原簿の写し  
の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益  
を得て第三者に通報するため請求を行つたと  
報じたとき。

(社債権者集会の招集等)

第三十一条 社債権者集会についての会社法第七  
百七十七条第二項、第七百八十八条第一項及び第四  
項、第七百二十条第一項、第七百二十九条第一  
項、第七百三十一条第三項並びに第七百三十五  
条の二第一項及び第三項の規定の適用について  
は、同法第七百十七条第二項中「社債管理者」  
とあるのは「担保付社債信託法（明治三十八年  
法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託  
契約（以下単に「信託契約」という。）の受託  
会社」と、同法第七百八十八条第一項及び第四項  
並びに第七百二十九条第一項本文中「社債管  
理者又は社債管理補助者」とあるのは「又は信  
託契約の受託会社」と、同法第七百二十条第一  
項及び第七百二十九条第一項ただし書中「社債  
管理者又は社債管理補助者」とあり、並びに同  
法第七百三十一条第三項並びに第七百三十五条  
の二第一項及び第三項中「社債管理者、社債管  
理補助者」とあるのは「信託契約の受託会社」と  
と、同条第一項中「について（社債管理補助者  
にあつては、第七百四十四条の七において準用す  
る第七百十一条第一項の社債権者集会の同意を  
することについて」とあるのは「について」と  
とする。

(社債権者集会の決議)

第三十二条 会社法第七百二十四条第一項の規定  
にかかるはず、社債権者集会において次に掲げ  
る事項を可決するには、議決権（議決権を行  
使することができる社債権者をいう。）の議決

権の総額の一以上で、かつ、出席した当  
該議決権者の議決権の総額の三分の一以上の議  
決権を有する者の同意がなければならない。

一 第四十一条の規定による担保の変更  
二 第四十二条において準用する第四十一条の  
規定による担保権の順位の変更又は担保権若  
しくはその順位の譲渡若しくは放棄

(社債権者集会の議事録)

第三十三条 受託会社は、社債権者集会の日から  
十年間、会社法第七百三十二条第一項の議事録  
又は同法第七百三十五条の二第一項の書面若し  
くは電磁的記録（次項各号において「議事録さ  
れ等」という。）の写しをその本店に備え置か  
なければならない。

2 社債権者は、受託会社の営業時間内は、いつ  
でも、次に掲げる請求をすることができる。

一 議事録等の写しが書面をもつて作成され  
ているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求  
により表示したものと同一のものである。

二 議事録等の写しが電磁的記録をもつて作成され  
れているときは、当該電磁的記録に記録さ  
れた事項を内閣府令・法務省令で定める方法  
により表示したものと同一のものである。

三 民法第三百五十四条の規定は、信託契約によ  
る動産質権については、適用しない。

4 前三項の規定にかかるはず、信託契約に別段  
の定めがあるときは、その定めるところによ  
る。

(担保の追加)

第三十四条 会社法第七百三十七条第一項の規定  
にかかるはず、社債権者集会の決議は、受託会  
社が執行する。ただし、社債権者と受託会社と  
の利益が相反するときは、次の各号に掲げる場  
合の区分に応じ、当該各号に定める者が執行す  
る。

一 決議執行者（会社法第七百三十七条第二項  
に規定する決議執行者をいう。）がある場合  
に該当する場合は、当該決議執行者を執行す  
る。

二 前号に掲げる場合以外の場合において、代  
表社債権者があるときは、当該代表社債権者  
が執行する。

三 前項第二号の代表社債権者は、会社法第七百  
三十六条第一項の規定により委任された事項  
を、自ら執行し、又は他人に執行させることができる。

(担保の変更)

第三十五条 受託会社は、担保付社債の管理に關  
する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意を  
することについて」とあるのは「について」と  
とする。

(受託会社の担保付社債の管理に關する権限等)

第三十六条 受託会社は、担保付社債の管理に關  
する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意を  
することについて」とあるのは「について」と  
とする。

(受託会社の担保権の管理又は処分に關する義  
務)

第三十七条 社債権者は、その債権額に応じて、  
平等に担保の利益を享受する。

2 信託契約による担保権は、総社債権者のため  
にのみ行使することができる。

3 信託契約による担保権に関する民法等の規定  
の適用除外

4 受託会社は、前項の規定により担保付社債に  
係る担保の変更をしたときは、遅滞なく、その  
旨を公告し、かつ、知り得る社債権者には、そ  
の旨を通知しなければならない。



らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

**第五十八条** 受託会社が信託事務を終了したときは、総計算書を作成し、これを公告しなければならない。

2 前項の総計算書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

### 第九章 雜則

(公告)

**第五十九条** この法律の規定による公告（次条の規定による公告を除く。）は、発行会社における公告の方法によりしなければならない。ただし、その公告をすべき者が発行会社以外の者である場合において、その方法が電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。）であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でなければならない。（監督処分の公告）

**第六十条** 内閣総理大臣は、第十一条若しくは第十二条の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は同条の規定により第三条の免許を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。（担保権の設定の登記の登記契約による担保権の設定の登記等）

**第六十一条** 信託契約による担保権の設定の登記においては、受託会社を登記権利者とする。（担保権の登記における債権額の記載等）

2 前項の登記において、担保付社債の総額を数回に分けて発行するときは、不動産登記法（平成十六年法律第八百二十三号）第八十三条第一項第一号に掲げる債権額は、担保付社債の総額を記録すれば足りる。

2 前項の登記において、担保付社債の総額を数回に分けて発行するときは、不動産登記法第八十三条第一項第一号、第八十八条及び第九十五条の規定にかかわらず、担保付社債の総額及び担保付社債の利率の最高限度のみを被担保債権に係る登記事項とする。

3 前二項に規定する事項は、第一項の登記の申請情報の内容とする。

（分割発行の場合の社債発行に関する登記）

**第六十三条** 担保付社債の総額を数回に分けて発行する場合において、担保付社債を発行したときは、その回の担保付社債の金額の合計額について発行の完了した日から二週間以内に、その回の担保付社債の金額の合計額及び当該担保付社債に関する第十九条第一項第四号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 担保付社債の総額を数回に分けて発行する場合において、外国において担保付社債を発行した場合であつて、登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間は、その通知が到達した時から起算する。

3 第一項の登記は、担保付社債を担保する権利の登記に付記して行う。（不動産登記法の適用除外）

**第六十四条** 不動産登記法第四章第三節第五款の規定は、信託契約による登記には、適用しない。

（財務大臣への資料提出等）

**第六十五条** 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する信託事業に係る制度の企画又は立案をするため必要と認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に係る制度の企画又は立案の企画又は立案をするため必要と認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（権限の委任）

**第六十六条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁長官は、政令で定めるところにより、委任する。）を金融庁長官に委任する。

（第六条の免許）

2 第十二条の規定による免許の取消し

（第六十七条） この法律に定めるもののほか、免許の申請、届出その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

**第十章 罰則**

3 前二項に規定する事項は、第一項の登記の申請の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 第三条の規定に違反して、免許を受けない（信託事業を営ませた者）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 第八条において準用する信託業法第二十四条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

2 第八条において準用する信託業法第二十四条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

二 この法律の規定に違反して、正当な理由なく、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令・法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

三 この法律により備え置くべき書類又は電磁的記録を備え置かず、これらに記載し、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

四 この法律の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

五 この法律の規定による内閣総理大臣の検査を妨げたとき。

六 社債権者集会の決議によるべき場合において違反したとき。

七 社債権者集会又は代表社債権者に対して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第五条の規定に違反したとき。

九 第十七条第一項（第五十条第三項においてこの項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人の代理権を請求する。

十 第十七条第一項（第五十条第三項においてこの項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人の代理権を請求する。

十一 第二十六条の規定に違反して、担保付社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第二十七条第一項に規定する手続を行わぬで担保付社債券を交付したとき。

十三 第二十九条の規定に違反して、社債原簿の写しを提出せず、若しくは提供せず、又は社債原簿の写しに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十四 第三十六条の規定による担保権の保存又は実行を怠ったとき。

十五 第四十四条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

十六 第四十九条第一項の規定による検査を妨げたとき。

十七 第五十六条の規定による事務の引継ぎを怠ったとき。

十八 第六十三条の規定による登記をすることを怠ったとき。

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム 附 則 (明治四二年四月一二日法律第二 九号)	附 則 (昭和三七年四月二〇日法律第八 二号) 抄
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム 附 則 (昭和八年四月一日法律第四四 六号) 抄	本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム 附 則 (昭和一三年五月一〇日法律第八 三号) 抄
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム 附 則 (昭和一四年四月五日法律第六八 号) 抄	本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム 附 則 (昭和二六年五月二九日法律第一 六号) 抄
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則 (昭和二六年五月一〇日法律第六八 号) 抄	本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則 (昭和二六年五月二九日法律第一 六号) 抄
（施行期日） 1 この法律の施行の期日は、公布の日から九十日をこえない期間内において、政令で定める。 附 則 (昭和二六年六月一 日法律第一八 八号) 抄	（施行期日） 1 この法律の施行の期日は、公布の日から九十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。 この法律は、法施行の日から施行する。 附 則 (昭和二六年六月一五日法律第二 四〇号) 抄
（施行期日） 1 この法律の施行の期日は、公布の日から起算して二箇月を経過した日とする。 附 則 (昭和二八年七月二〇日法律第六 六号) 抄	（施行期日） 1 この法律の施行の期日は、公布の日から起算して六十日を経過した日とする。 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六百六十七号）施行の日から施行する。 附 則 (昭和二七年六月二〇日法律第二 〇四号) 抄
（施行期日） 1 この法律の施行の期日は、公布の日から起算して二箇月を経過した日とする。 附 則 (昭和二九年五月一五日法律第九 七号) 抄	（施行期日） 1 この法律の施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める。 附 則 (昭和二九年五月一五日法律第九 七号) 抄
（施行期日） 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める。 附 則 (昭和三三年四月三〇日法律第一 〇六号)	（施行期日） 1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。
（施行期日） 1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。 附 則 (昭和三九年三月三〇日法律第一 八号) 抄	（施行期日） 1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。 附 則 (昭和四三年六月三日法律第九一 号) 抄
（施行期日） 1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。 附 則 (昭和四五四年三月三〇日法律第五 八号) 抄	（施行期日） 1 この法律は、昭和四十六年六月三日から施行する。 （施行期日） 1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。 附 則 (昭和四五四年法律第五 四〇号) 抄
（施行期日） 1 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。 （経過措置） 2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお從前の例による。 附 則 (昭和五六六年六月九日法律第七五 号) 抄	（施行期日） 1 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。 （経過措置） 2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお從前の例による。 （経過措置） 3 前項の事件に關し執行官が受け手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めによるところによる。 附 則 (昭和五六六年六月九日法律第七五 号) 抄
（施行期日） 1 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中非訟事件手続法第百三十一条ノ二第一項の改正規定、第二条中担保附社債信託法第三十四条の改正規定、第三条、第四条及び第七条の規定、第八条中農業協同組合法第十条第七項の改正規定、第十一条中国有財産法第二条第一項第六号の改正規定（「を含む。」の下に、「新株引受権証券」を加える部分に限る。）、第十三条中中小企業等協同組合法第九条	（施行期日） 1 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中非訟事件手続法第百三十一条ノ二第一項の改正規定、第二条中担保附社債信託法第三十四条の改正規定、第三条、第四条及び第七条の規定、第八条中農業協同組合法第十条第七項の改正規定、第十一条中国有財産法第二条第一項第六号の改正規定（「を含む。」の下に、「新株引受権証券」を加える部分に限る。）、第十三条中中小企業等協同組合法第九条
（施行期日） 1 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中非訟事件手続法第百三十一条ノ二第一項の改正規定、第二条中担保附社債信託法第三十四条の改正規定、第三条、第四条及び第七条の規定、第八条中農業協同組合法第十条第七項の改正規定、第十一条中国有財産法第二条第一項第六号の改正規定（「を含む。」の下に、「新株引受権証券」を加える部分に限る。）、第十三条中中小企業等協同組合法第九条	（施行期日） 1 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中非訟事件手続法第百三十一条ノ二第一項の改正規定、第二条中担保附社債信託法第三十四条の改正規定、第三条、第四条及び第七条の規定、第八条中農業協同組合法第十条第七項の改正規定、第十一条中国有財産法第二条第一項第六号の改正規定（「を含む。」の下に、「新株引受権証券」を加える部分に限る。）、第十三条中中小企業等協同組合法第九条
（施行期日） 1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。	（施行期日） 1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関に対してもされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により内閣総理大臣その他の相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

(大蔵省令等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年一二月一二日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律(平成九年法律第二百二十号)の施行の日から施行する。

行する。

附 則 (平成一〇年一〇月一六日法律第一二三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、金融再生委員会設置法(平成十年法律第二百三十号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼營等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組

組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資協同組合法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険法、地元保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、資金業の規制に関する法律、有価証券に係る事業顧問業の規制に関する法律、規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために規制等に関する法律、金融機関の整備等に関する法律、日本銀行の麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための規制等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の実例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法（以下「旧担保附社債信託法等」といいう。）の規定により内閣総理大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法（以下「信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律

律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合時金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、融資先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。





合の募集等の禁止」を加える部分を除く。) 並びに同法第六十三条の二の五第三号及び第四号に掲げる規定についても、当該規定。(以下にこの条及び次条において同じ。) の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について

九条第八項の改正規定、同法第百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第三百条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。) 並びに同法第三百五十九条号、第三百十七条の二第八号並びに第三百十九条第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第九十五条の五並びに第九十九条の二の五第五号及び第四号の改正規定、第十八条(信託業法第二十四条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る。) を除く。) の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条(第一項を除く。)、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第六十七条

に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る。)を除く。)の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条(第一項を除く。)、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)  
**第六十八条** この

**第六十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に開義する経過措置を含む。）は、政令で定める。